

別表 1

気象測器の器差の測定に用いる測定器等

器差の測定を行う気象測器	測定器等	期間	校正
ガラス製温度計	ガラス製温度計又は電気式温度計	ガラス製温度計にあつては5年、電気式温度計にあつては2年	計量法（平成4年法律第51号）第135条もしくは第144条の規定に基づく校正又はこれと同等のものとして気象庁長官が認める校正（以下この表において「計量法による校正等」という。）
	恒温検査槽		
金属製温度計	ガラス製温度計又は電気式温度計	ガラス製温度計にあつては5年、電気式温度計にあつては2年	計量法による校正等
	恒温検査槽		
電気式温度計	電気式温度計	2年	計量法による校正等
	恒温検査槽		
ラジオゾンデ用温度計	電気式温度計	2年	計量法による校正等
	恒温検査槽		
液柱型水銀気圧計	精密型水銀指示気圧計又は電気式気圧計	2年	計量法による校正等
アネロイド型気圧計	精密型水銀指示気圧計又は電気式気圧計	2年	計量法による校正等
	圧力検査装置		
電気式気圧計	精密型水銀指示気圧計又は電気式気圧計	2年	計量法による校正等
	圧力検査装置		
ラジオゾンデ用気圧計	電気式気圧計	2年	計量法による校正等
	圧力検査装置		
毛髪製湿度計	通風型乾湿計、電気式湿度計又は鏡面冷却式露点計を用いた露点式湿度計	ガラス製温度計を用いた通風型乾湿計にあつては5年、電気式温度計を用いた通風型乾湿計にあつては2年、電気式湿度計にあつては1年、鏡面冷却式露点計を用いた露点式湿度計にあつては2年	計量法による校正等
	湿度検査槽		

露点式湿度計	通風型乾湿計、電気式湿度計又は鏡面冷却式露点計を用いた露点式湿度計	ガラス製温度計を用いた通風型乾湿計にあつては5年、電気式温度計を用いた通風型乾湿計にあつては2年、電気式湿度計にあつては1年、鏡面冷却式露点計を用いた露点式湿度計にあつては2年	計量法による校正等
	湿度検査槽		
電気式湿度計	通風型乾湿計、電気式湿度計又は鏡面冷却式露点計を用いた露点式湿度計	ガラス製温度計を用いた通風型乾湿計にあつては5年、電気式温度計を用いた通風型乾湿計にあつては2年、電気式湿度計にあつては1年、鏡面冷却式露点計を用いた露点式湿度計にあつては2年	計量法による校正等
	湿度検査槽		
ラジオゾンデ用湿度計	通風型乾湿計、電気式湿度計又は鏡面冷却式露点計を用いた露点式湿度計	ガラス製温度計を用いた通風型乾湿計にあつては5年、電気式温度計を用いた通風型乾湿計にあつては2年、電気式湿度計にあつては1年、鏡面冷却式露点計を用いた露点式湿度計にあつては2年	計量法による校正等
	湿度検査槽		
風杯型風速計	風洞(風洞を用いて器差の測定をする場合に限る。)		
	超音波式風速計(風洞を用いて器差の測定をする場合に限る。)	2年	計量法による校正等
	ピトー管(風洞を用いて器差の測定をする場合に限る。)	2年	計量法による校正等
	差圧計(風洞を用いて器差の測定をする場合に限る。)	2年	計量法による校正等
	回転試験器(回転試験器を用いて器差の測定をする場合に限る。)	2年	計量法による校正等
風車型風速計	風洞(風洞を用いて器差の測定をする場合に限る。)		

	超音波式風速計(風洞を用いて器差の測定をする場合に限る。)	2年	計量法による校正等
	ピトー管(風洞を用いて器差の測定をする場合に限る。)	2年	計量法による校正等
	差圧計(風洞を用いて器差の測定をする場合に限る。)	2年	計量法による校正等
	回転試験器(回転試験器を用いて器差の測定をする場合に限る。)	2年	計量法による校正等
超音波式風速計	風洞		
	超音波式風速計	2年	計量法による校正等
	ピトー管	2年	計量法による校正等
	差圧計	2年	計量法による校正等
電気式日射計	電気式日射計	2年	
貯水型雨量計	フラスコ又はビュレット	10年	計量法による校正等
転倒ます型雨量計	ビュレット	10年	計量法による校正等
積雪計	長さ計		
ラジオゾンデ	ラジオゾンデ用温度計の項に掲げる測定器等	ラジオゾンデ用温度計の項に掲げる期間	ラジオゾンデ用温度計の項に掲げる校正
	ラジオゾンデ用気圧計の項に掲げる測定器等	ラジオゾンデ用気圧計の項に掲げる期間	ラジオゾンデ用気圧計の項に掲げる校正
	ラジオゾンデ用湿度計の項に掲げる測定器等	ラジオゾンデ用湿度計の項に掲げる期間	ラジオゾンデ用湿度計の項に掲げる校正
ラジオゾンデ(気圧計を用いないもの)	ラジオゾンデ用温度計の項に掲げる測定器等	ラジオゾンデ用温度計の項に掲げる期間	ラジオゾンデ用温度計の項に掲げる校正
	ラジオゾンデ用湿度計の項に掲げる測定器等	ラジオゾンデ用湿度計の項に掲げる期間	ラジオゾンデ用湿度計の項に掲げる校正

備考1 測定器等の欄に掲げる測定器等は、それぞれ告示で定める性能を有することとする。

2 期間の欄が空欄である測定器等については、気象庁長官の指定する期間とする。

3 校正の欄が空欄である測定器等については、気象庁長官が指定する方法で行うものとする。

別表 2

気象測器の器差の測定に用いる測定器等の性能

器差の測定を行う気象測器	測定器等	性能
ガラス製温度計	ガラス製温度計	零下 50℃から 50℃まで又は認定を受ける範囲において、一目盛の表す量が 0.2℃以下で、器差が個別の器差について 0.2℃を超えないもの
	電気式温度計	零下 50℃から 50℃まで又は認定を受ける範囲において、最小表示単位が 0.1℃以下で、器差が個別の器差について 0.1℃を超えないもの
	恒温検査槽	零下 50℃から 50℃まで又は認定を受ける範囲内の任意の設定温度に対し、±0.2℃以内で一様な温度を保持できるもの
金属製温度計	ガラス製温度計	零下 50℃から 50℃まで又は認定を受ける範囲において、一目盛の表す量が 0.2℃以下で、器差が個別の器差について 0.2℃を超えないもの
	電気式温度計	零下 50℃から 50℃まで又は認定を受ける範囲において、最小表示単位が 0.1℃以下で、器差が個別の器差について 0.1℃を超えないもの
	恒温検査槽	零下 50℃から 50℃まで又は認定を受ける範囲内の任意の設定温度に対し、±1℃以内で一様な温度を保持できるもの
電気式温度計	電気式温度計	零下 50℃から 50℃まで又は認定を受ける範囲において、最小表示単位が 0.1℃以下で、器差が個別の器差について 0.1℃を超えないもの
	恒温検査槽	零下 50℃から 50℃まで又は認定を受ける範囲内の任意の設定温度に対し、±0.2℃以内で一様な温度を保持できるもの
ラジオゾンデ用温度計	電気式温度計	零下 85℃から 40℃までにおいて、最小表示単位が 0.1℃以下で、器差が個別の器差について 0.1℃を超えないもの
	恒温検査槽	零下 85℃から 40℃までの任意の設定温度に対し、±0.2℃以内で一様な温度を保持できるもの
液柱型水銀気圧計	精密型水銀指示気圧計	測定範囲が 870hPa から 1,050hPa までより広いものであって、一目盛の表す量が 0.1hPa 以下で、器差が個別の器差について 0.3hPa を超えないもの
	電気式気圧計	測定範囲が 870hPa から 1,050hPa までより広いものであって、最小表示単位が 0.1hPa 以下で、器差が個別の器差について 0.3hPa を超えないもの
アネロイド型気圧計 電気式気圧計	精密型水銀指示気圧計	測定範囲が 870hPa から 1,050hPa までより広いものであって、一目盛の表す量が 0.1hPa 以下で、器差が個別の器差について 0.3hPa を超えないもの
	電気式気圧計	測定範囲が 870hPa から 1,050hPa までより広いものであって、最小表示単位が 0.1hPa 以下で、器差が個別の器差について 0.3hPa を超えないもの
	圧力検査装置	870hPa から 1,050hPa までの任意の設定圧力に対し、±1hPa 以内で一様な圧力を保持できるもの
ラジオゾンデ用気圧計	電気式気圧計	測定範囲が 5hPa から 1,050hPa までより広いものであって、最小表示単位が 0.1hPa 以下で、器差が個別の器差について 1hPa を超えないもの
	圧力検査装置	5hPa から 1,050hPa までの任意の設定圧力に対し、±1hPa 以内で一様な圧力を保持できるもの

毛髪製湿度計 露点式湿度計 電気式湿度計 ラジオゾンデ用湿度計	通風型乾湿計	二つの温度計の測定範囲が0℃から35℃までより広く、ガラス製温度計を用いたものにあつてはそれぞれの一目盛の表す量が0.2℃以下で、器差が個別の器差について0.2℃を超えないもの、電気式温度計を用いたものにあつてはそれぞれの最小表示単位が0.1℃以下で、器差が個別の器差について0.1℃を超えないもの
	電気式湿度計	最小表示単位が湿度1%以下で、器差が個別の器差について湿度2%を超えないもの
	鏡面冷却式露点計を用いた露点式湿度計	最小表示単位が湿度1%以下で、器差が個別の器差について湿度2%を超えないもの
	湿度検査槽	湿度15%から95%までの任意の設定湿度に対し、±湿度3%以内で一樣な湿度を保持できるもの
風杯型風速計 風車型風速計	風洞	風速1m/sから90m/sまで又は認定を受ける範囲内の任意の設定風速に対し、風速10m/s以下にあつては±0.5m/s以内、風速10m/s以上にあつては±5%以内で一樣な風速を保持できるもの
	超音波式風速計	測定範囲が風速1m/sから20m/sまでより広いものであつて、最小表示単位が0.1m/s以下で、器差が個別の器差について0.2m/sを超えないもの
	ピトー管	ピトー係数が0.99から1.01までのもの
	差圧計	測定範囲が5kPaまでより広いものであつて、最小表示単位が1Pa以下で、器差が個別の器差について0.01kPaを超えないもの
	回転試験器	風速1m/sから90m/sまで又は認定を受ける範囲内の風速に相当する回転数を発生するものであつて、任意の設定風速に対し、設定風速10m/s以下にあつてはその±0.1m/s以内に相当する回転数、設定風速10m/s以上にあつてはその±1%以内に相当する回転数を安定して保持できるもの
超音波式風速計	風洞	風速1m/sから90m/sまで又は認定を受ける範囲内の任意の設定風速に対し、風速10m/s以下にあつては±0.5m/s以内、風速10m/s以上にあつては±5%以内で一樣な風速を保持できるもの
	超音波式風速計	測定範囲が風速1m/sから20m/sまでより広いものであつて、最小表示単位が0.1m/s以下で、器差が個別の器差について0.2m/sを超えないもの
	ピトー管	ピトー係数が0.99から1.01までのもの
	差圧計	測定範囲が5kPaまでより広いものであつて、最小表示単位が1Pa以下で、器差が個別の器差について0.01kPaを超えないもの
電気式日射計	電気式日射計	瞬間値について、数字表示をするものにあつては最小表示単位が0.01kw/m <sup>2</sup> 以下、それ以外のものにあつては一目盛の表す量が0.05kw/m <sup>2</sup> 以下で、器差が個別の器差について0.02kw/m <sup>2</sup> を超えないもの
貯水型雨量計	フラスコ	容積がそれぞれ雨量1mm、2mm及び5mmに相当するもので、器差が個別の器差について雨量0.2mmに相当する容積未満のもの
	ビュレット	雨量40mmに相当する容積以上のもので、器差が個別の器差について当該容積の1パーセント未満のもの
転倒ます型雨量計	ビュレット	雨量40mmに相当する容積以上のもので、器差が個別の器差について当該容積の1パーセント未満のもの
積雪計	長さ計	日本産業規格B7512に定められた鋼製巻尺の等級一級の巻尺

別表 3

気象庁長官による校正を受けることができる測定器

測 定 器
ガラス製温度計 電気式温度計 精密型水銀指示気圧計 電気式気圧計 通風型乾湿計 鏡面冷却式露点計を用いた露点式湿度計 電気式湿度計 超音波式風速計 電気式日射計

別表 4

気象測器の器差の測定事項

気象測器の種類	測 定 事 項
ガラス製温度計	零度、測定範囲の上限及び下限並びにその間の一点における個別の器差
金属製温度計	測定範囲の上限、下限及びその間の一点における個別の器差
電気式温度計	測定範囲の上限、下限及びその間の一点における個別の器差並びに感部の零度における個別の器差
ラジオゾンデ用温度計	測定範囲の上限、下限及びその間の一点における個別の器差
液柱型水銀気圧計	大気圧における 20 回の個別の器差
アネロイド型気圧計 及び電気式気圧計	測定範囲の上限、下限及びその間の一点における個別の器差
ラジオゾンデ用気圧計	測定範囲の上限、下限及びその間の四点以上における個別の器差
毛髪製湿度計、露点式湿度計 及び電気式湿度計	湿度 100%までの三点における個別の器差
ラジオゾンデ用湿度計	湿度 100%までの三点以上における個別の器差
風杯型風速計、風車型風速計 及び超音波式風速計	風速 10m/s までの三点（微風速計にあつては 1m/s を含む四点）及び測定範囲の上限における個別の器差
電気式日射計	日射量の積算量の個別の器差
貯水型雨量計	測定範囲の上限までの三点以上における個別の器差
転倒ます型雨量計	異なる二つの降雨強度における個別の器差
積雪計	積雪の深さ 100cm までの三点及び測定範囲の上限における個別の器差
複合気象測器	当該複合気象測器を構成する各気象測器の例による。